

令和8年度事業計画

I 基本方針

我が国の景気は、緩やかな回復基調を維持している一方で、中東情勢悪化を背景とする原油価格の高騰、資材不足など、不透明感がみられ、松山港を取り巻く状況は、港湾間の貨物誘致競争と相まって、引き続き厳しいものと予想されます。

当協議会としては、岸壁の延伸やトランスファークレーンの更新といった一連の整備が令和7年度に完了したことも踏まえ、松山港への貨物集荷促進、定期航路の維持・拡大に重点を置いて活動してまいります。

このため、松山港を利用いただく荷主及び松山港へ国際定期貨物を就航している船社に対する「松山港利用促進インセンティブ事業（荷主向け・船社向け）」を継続するとともに、航路誘致・集荷マネージャーと連携し、県内外の荷主企業に対するポートセールス活動や国際総合物流展 2026 等の各種イベントでの松山港 PR を行い、新たな荷主の開拓や集荷を促進します。

その他、松山港に関する情報発信や広報活動、緊急時体制の構築、協議会の実務担当者レベルの会議の開催など、官民一体となった協議会組織の強みを生かし、松山港の利用促進に総合的に取り組みます。

(1) 定期貨物航路の維持・拡充の強化

松山港への貨物の集荷促進に重点を置いた荷主向け、船社向けのインセンティブ補助事業を実施するとともに、航路誘致・集荷促進に豊富な知識経験を有する航路誘致・集荷マネージャーを引き続き設置し、松山港利用を働きかけるポートセールスや国際物流総合展への出展を行います。

更に、松山港の更なる利便性向上を図るため、コンテナヤード内の屋外危険物蔵置の可能性について、昨年度に引き続き、関係機関等との協議を進めるとともに、冷凍コンテナ電源のレイアウト最適化に関する検討を進めてまいります。

(2) 松山港に関する情報発信と広報活動

松山港の概要や就航する定期航路などの情報を全国及び県内に紹介するため、PR用パンフレットを作成・配布するとともに、ホームページの管理運営等を行います。

(3) 要望活動

必要に応じて、松山港の利便性向上を図るための整備促進に関する国土交通省等への要望活動を行います。

(4) 緊急時における適切な対応体制の維持

松山港の安定的な運営を図るため、港湾管理者等関係者が連携・協力して、ガン

トリークレーンなど主要設備の故障防止や迅速な点検・修理等の体制を整えるとともに、緊急時において関係者が適切に対応できる体制を維持します。

(5) 会員連携の強化

協議会活動への会員の参画と意見の反映を図り、適切で効果的な事業を展開するため、実務者レベルの協議・運営機関として、関係会員・事務局で構成するワーキングチーム会議を開催します。

II 個別事業計画

1 新規航路誘致・貨物集荷促進事業

(1) 「松山港利用促進インセンティブ事業（荷主向け）」の実施

※要綱の一部改正

①事業概要

松山港に就航する国際定期貨物航路（松山港と神戸港/ひびき港を結ぶ国内航路を含む）を利用する荷主に対して、松山港におけるコンテナ貨物量の前年度比増加量に応じて、一定額を補助する。

②補助対象となる国際定期貨物航路

国際定期貨物航路 (R8.5.1時点)	韓国航路
	台湾～韓国航路
	台湾～香港航路（国際フィーダー）
	神戸航路（国際フィーダー）
	ひびき航路（国際フィーダー）

③補助の内容

貨物	コンテナ
補助対象者	松山港発着の国際定期貨物航路便を利用する荷主
補助対象	松山港利用輸出/輸入貨物量の前年度比増加量 ※新規利用加算条件 ・前年度松山港での取扱貨物利用が0TEUであること。 ・過去松山港荷主向けインセンティブ補助金の交付実績がないこと
補助額	増加1TEUにつき 輸出 15,000円 輸入 10,000円 ・新規加算 15,000/TEU ・リーファー加算 20,000/TEU
補助上限	1荷主あたり50TEU (リーファー加算10TEU)

※輸出貨物又は輸入貨物のどちらかで申請（合算・併用不可）

④補助対象期間：令和8年3月1日～令和9年2月28日

(2) 「松山港利用促進インセンティブ事業（船社向け）」の実施

①事業概要

松山港発着の国際定期貨物航路(松山港と神戸港/ひびき港を結ぶ国内航路を含む)を運航する船社に対して、実入りコンテナ貨物取扱量が前年と比較して増加した場合、一定額を補助する。

②補助対象となる国際定期貨物航路

国際定期貨物航路 (R8. 5. 1 時点)	韓国航路
	台湾～韓国航路
	台湾～香港航路（国際フィーダー）
	神戸航路（国際フィーダー）
	ひびき航路（国際フィーダー）

③補助の内容

対象者	松山港発着の国際定期貨物航路便を運航する船社
補助額	・ ベースカーゴ補助：前年実入り取扱量と同規模であれば一律 250,000 円 ※10 の位以下を切り捨てのうえ取扱量を比較する。 ・ 集荷促進補助：増加 100TEU につき 25,000 円

④補助対象期間：令和8年1月1日～令和8年12月31日

(3) 日本諸港利用促進事業 利用促進港への参画

事業実施主体：阪神国際港湾株式会社

事業概要： ※詳細は別紙のとおり

①他港利用からの転換支援事業：利用促進港（松山港）と阪神港の利用実績がないコンテナ貨物について、利用促進港と阪神港を結ぶフィーダー航路に転換した場合、利用促進港のインセンティブ適用を受けることを条件に、補助金を支給。

②モーダルシフト支援事業：国内輸送の全経路を陸送していたコンテナ貨物について、利用促進港（松山港）と阪神港を結ぶフィーダー航路へ輸送モードを転換した場合、利用促進港のインセンティブ適用を受けることを条件に、補助金を支給。

(4) 航路誘致を担当する航路誘致・集荷マネージャーの設置

目的：航路誘致や集荷に関する知識経験を有する者が、協議会の業務として誘致活動や集荷促進に携わることにより、効果的な航路誘致を図る。

役割：協議会からの依頼に基づき、その業務として、船会社等に対する航路開設の働き掛けや荷主に対する集荷活動等を行う。

委嘱：航路誘致や集荷に関する知識経験を有すると認められる者若干名を会長が委嘱する（無報酬）。また、ポートセールス活動を拡大するため航路誘致・集荷マネージャー補助を若干名委嘱する。

2 松山港港湾運送事業者支援事業

①事業概要

中東情勢等、長引く燃料価格の高騰が続く中、松山港の国際コンテナ貨物航路を維持するため、港湾運送事業者が港湾荷役のために使用した燃料費の一部に対して補助を実施する。

②補助の内容（令和7年度からの変更箇所は下線）

補助対象者	松山港内において港湾運送事業法に基づく事業を営み、愛媛県内に事務所又は事業所を有する事業者
補助対象	松山港コンテナターミナルにおいて、港湾荷役のための機械に使用し、購入代金を支払った軽油
補助額	軽油の購入量（1リットル）に補助単価（ <u>26.9円</u> ）を乗じた額の2分の1以内
補助上限	1事業者あたり <u>75万円</u>

③補助対象期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 国内ポートセールス推進事業

（1）県内ポートセールス

時期：令和8年4月～令和9年3月

対象者：県内の荷主企業 30社程度

（2）国内個別ポートセールス

①関東地方ポートセールス 20社程度

②近畿地方ポートセールス 10社程度

③その他地方ポートセールス 5社程度

（3）国際物流総合展2026出展

時期：令和8年9月8日（火）～11日（金）

場所：東京ビッグサイト

4 松山港の整備促進に向けた要望活動

時期：必要に応じて実施

要望先：国土交通省等関係機関

訪問者：延べ10名程度

5 松山港の広報事業

（1）松山港紹介用パンフレット制作、インセンティブチラシ等の配布

（2）松山港PRツールの作成（ノベルティ等）

(3) 業界誌等への広告掲載

(4) 松山港ホームページを活用した松山港の周知、利用呼びかけ

6 松山－小倉航路の可能性に関する調査の実施

概要：昨年度廃止となった松山・小倉航路について、四国と九州間の物流動向を把握するとともに、将来的な航路の再開（新規就航）の可能性について調査を実施する。

実施主体：一般財団法人地方自治研究機構

事業費：1,000 万円

負担 (一財) 地方自治研究機構 600 万円

愛媛県 300 万円

松山港利用促進協議会 100 万円

7 緊急時における適切な対応体制の維持

「緊急時対応体制の構築に向けての行動方針」に基づき、関係者が連携・協力して、ガントリークレーンなど主要設備の故障防止や迅速な点検・修理等の体制を整えるとともに、松山港港湾 BCP 協議会に参画し、緊急時において関係者が適切に対応できるよう港湾部局と連携し、体制を維持する。

8 事務局運営

(1) 理事会

日 時：令和 8 年 6 月 5 日（金） 10：30～10：50

場 所：アイテムえひめ 4 階 第 3 会議室

(2) 総 会

日 時：令和 7 年 6 月 5 日（金） 11：00～11：30

場 所：アイテムえひめ 多目的ルーム A

(3) ワーキングチーム会議

内 容：事業方針・実施方法等の検討

時期及び場所：随時（第 1 回は 5 月 11 日（月）に実施）

(4) その他

会計処理その他事務局運営に必要な業務